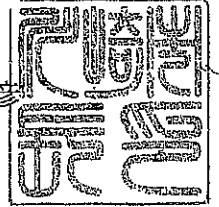


2川健企第74号
令和3年1月26日

社会福祉法人川崎いのちの電話
理事長 金子圭賢 様

川崎市長 福田 紀彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和3年1月1日から令和7年12月31日まで

健康福祉局総務部企画課 担当
電話044-200-2630